

地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条―第五条）

#### 第二章 県における基本方針等（第六条―第八条）

#### 第三章 その他の措置（第九条―第十一条）

### 附則

良い職場には、良い人材が集まる。そして、良い職場では、良い人材が育ち、いきいきと活躍する。このことが、今後の地域の持続的な発展及び県民生活の向上の根幹となる。

良い人材を育てるには、社会基盤の提供が重要である。このため、本県では、社会の様々な分野で、良い人材を育てる社会基盤の提供に努めてきた。同時に、地域に良い人材が集まり、育ち、いきいきと活躍するには、良い職場が必要不可欠である。健康を基本的な価値とし、包摂性を備え、創造的で生産的な環境の中で、働く人が組織の内部及び外部との交流を円滑に行い、主体的に課題を設定し、楽しく果敢に挑戦できる職場が、今、求められている。

しかしながら、労働力人口の急激な減少、雇用のあり方及び労働に対する意識の変容、科学技術の急速な進展等社会情勢が急速に変化する中で、県や地域の一部の職場では、働く人の健康が損なわれるなど困難な状況に直面したり、社会情勢の変化を捉えた変革を実行する職場文化が十分に醸成されないなど職場及び組織のあり方に課題を抱えている。

このような状況に対処するため、本県において、働く人が、やりがいを持って、健康でいきいきと働くことができる良い職場づくりに取り組むことが喫緊の課題である。その際、まず、県が、県が設立する地方独立行政法人等及び地域の先進的な企業とともに、勤務環境の抜本的な見直しを率先して進めていかなければならない。その上で、地域の企業など様々な組織での取組を促進していく必要がある。

以上を踏まえ、ここに、今後の地域の持続的な発展及び県民生活の向上のための基幹的な施策として、良い職場づくりについて、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、地域において良い人材が集まり、育つための良い職場づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務及び県が設立する地方独立行政法人等の役割を明らかにするとともに、県における良い職場づくりの推進等に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、良い人材が集まり、育つ地域社会の実現を図り、もって地域の持続的な発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 良い職場づくり 働く人がやりがい（働くことに対する精神的な充足をいう。）を持って、健康で心豊かに活力を持って働くことができる勤務環境の整備並びに組織運営及び人事管理をいう。

二 県 県のうち教育委員会、公安委員会及び警察を除いたものをいう。

三 県が設立する地方独立行政法人等 公立大学法人奈良県立大学、公立大学法人奈良県立医科大学、地方独立行政法人奈良県立病院機構、教育委員会、公安委員会及び警察をいう。

### (基本理念)

第三条 地域において良い人材が集まり、育つための良い職場づくりの推進は、社会情勢が変化する中で、地域の持続的な発展及び県民生活の向上を実現するためには、良い職場をつくり、良い人材を集め、育てることが不可欠であることに鑑み、次に掲げる組織を整え、良い人材が育成される環境を提供することを基本として、行わなければならない。

一 健康を基本的な価値とし、創造的で生産性の高い組織

二 包摂性が高く、多様な人材が活躍でき、組織の内外における交流が円滑に行われ、その促進に取り組む組織

三 社会情勢の変化を捉え、主体的に課題を設定した上で、職務上の使命に、楽しく、果敢に挑戦できる組織

### (県の責務)

第四条 県は、地域における良い職場づくりを促進するため、率先して、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県における良い職場づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（県が設立する地方独立行政法人等の役割）

第五条 県が設立する地方独立行政法人等は、基本理念にのっとり、県の取組も踏まえ、所要の事項を計画等に反映させた上で、良い職場づくりの実現に努めるものとする。

## 第二章 県における基本方針等

（県における基本方針及び基本的施策）

第六条 県は、県における良い職場づくりの推進に当たっては、次の各号に掲げる基本方針にのっとり、当該各号に定める施策を講ずるものとする。

一 健康は、基本的な価値であり、公共性の高い職場であつても職員の健康を損なつてはならないこと 次に掲げる施策

ア より客観的な出勤時間等の管理、長時間労働をさせない仕組み及び効果的な休暇の取得をはじめとする健康障害を生じさせない勤務時間の管理に必要な施策

イ 精神上的の障害に関する対策（管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）に対する健康管理に係る評価の活用を含む。）をはじめとする健康管理に係る制度の拡充に必要な施策

二 職員の創造性を促し、生産性を高めること 次に掲げる施策

ア 庁舎における柔軟な働き方に資する空間の創出、業務の変革及び職員の創造性並びに組織の内外における交流及び結びつきの促進その他の健康的に楽しく業務ができる勤務環境の整備をはじめとする創造性を促し、生産性を高める環境の整備に必要な施策

イ 業務の水準、構造及び手順の見直し並びに業務のデジタル化をはじめとする業務の見直し及び不断の創意工夫に必要な施策

三 地域を取り巻く環境変化並びに高度化及び複雑化する行政需要に的確に対応するため、多様な人材が集まり、活躍できるように包摂性を高めること 次に掲げる施策

ア フレックス制（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第四条第三項又は第四項の規定に基づく週休日の設置又は勤務時間の割振りをいう。）の拡充をはじめとする多様な人材の包摂に資する勤務制度の整備に必要な施策

イ 多様な人材の採用、登用及び活用に係る制度の構築をはじめとする多様な人材が集まり、活躍できる環境の整備に必要な施策

四 社会情勢の変化を適時に捉えるため、組織の内外における交流及び結びつきを促進すること 次に掲げる施策

ア 組織の外部との人材交流その他の組織の外部の人材の積極的な活用をはじめとする組織の外部の有為な人材及び組織との交流及び連携に資する制度の整備に必要な施策

イ 業務を行う環境のデジタル化をはじめとする組織の外部と知恵及び情報を円滑に交換できる環境の整備に必要な施策

ウ 職員間の情報の共有及び意思疎通を活性化する空間の創出をはじめとする部局間及び職員間の円滑な交流及び結びつきを促す環境の整備に必要な施策

五 職員一人一人が社会情勢の変化を捉え、県民の利益に資するものとなるよう主体的に意欲的な課題を設定できるとともに、このようなあり方が組織として促されること 次に掲げる施策

ア 社会情勢の変化を捉えた主体的な職務遂行の促進に資する人事及び業務の管理をはじめとする職員が主体的に課題を設定できるように必要な施策

イ 管理職員に求められる能力の評価基準の明確化及びその客観的な運用をはじめとする基本理念及び基本方針の実現に資する人材による組織運営体制に必要な施策

六 職員が職務上の使命に、楽しく、失敗を恐れず果断に挑戦できること 次に掲げる施策

ア 職員の海外派遣研修、民間派遣研修その他の実践的かつ効果的な研修の実施をはじめとする意欲的に職員一人一人の使命に挑戦する人材の育成に必要な施策

イ 重疊的でなく合理的な意思決定の実行をはじめとする基本理念及び基本方針を踏まえた意思決定のあり方を整えるために必要な施策

（事業者の理解の増進）

第七条 県は、啓発活動その他の活動を通じて、良い職場づくりの重要性について事業者の理解を深めるよう努めるものとする。

（関連する施策との連携）

第八条 県は、地域における良い職場づくりの推進に関する施策を実施するに当たって

は、雇用に関する施策、経済産業振興に関する施策及びデジタル社会の形成に関する施策との連携を図るものとする。

### 第三章 その他の措置

#### (基本計画の策定)

第九条 知事は、県における良い職場づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (実施状況の公表)

第十条 知事は、毎年度一回、基本計画に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

#### (財政上の措置等)

第十一条 県は、基本理念に基づき県における良い職場づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上、人事上及び組織上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。